

学習支援交流員（ボランティア）の概要

（1）学習支援交流員の役割

博物館では、市民参画を進める開かれた博物館とするため、平成20年度より「博物館学習支援交流員（ボランティア）」を導入しました。「学習支援交流員」は、博物館の基本方針に基づき、興味、経験、知識、技能などを活かしながら行う来館者サービスを通して社会に貢献し、人と人との交流や生涯学習の促進をはかることを目的とした活動を行います。

学習支援交流員の活動は、下記の事業の補助及び学習支援交流員が自発的に活動するものがあります。

- ① 学習支援交流員が企画、運営するワークショップなど教育普及事業に関する活動。
- ② 体験学習室での来館者案内や学習支援及び体験学習室の運営に関する活動。
- ③ 博物館が主催する講座、ワークショップ、講演会などの教育普及事業に関する支援。
- ④ その他、博物館が必要とする事業に関する活動。

（2）令和元年度 活動の重点

導入以来11年目を迎え、これまでの経験を活かしながら、活動内容の充実と新たなプログラムの開発を目標とします。

なお、活動の内容や運営方針については、学習支援交流員間の会議や、博物館職員と学習支援交流員で協議を行い決定しています。

（3）定例会、学習会など

学習支援交流員の活動を円滑に進めるため、以下の会議、学習会を定期的実施します。

★ 定例会【毎月1回、原則として第1金曜日の午後2時から開催。】

⇒学習支援交流員と博物館職員が活動方針などについて話し合う会議。

博物館からの連絡事項（展覧会や講座等の情報）、必要事項の決定等。

学習支援交流員からの連絡事項や活動内容についての報告。

学習支援交流員からの活動に対する提案についての話し合い。

★ 学習会、勉強会【必要に応じて随時開催。】

⇒学習支援交流員が活動内容の充実や新たなプログラムを開発するために、自主的に学習会や勉強会を開催することもあります。（学芸員、指導主事が講師として参加します。）

（4）具体的な活動内容

i. こども向けワークショップの企画と運営

学習支援交流員が企画し、運営する体験講座。対象をこども向けとしていますが、親子で楽しめる体験型の講座も開催します。

ii. 体験学習室での学習支援や運営

体験学習室を学習支援交流員活動の拠点と位置づけ、学習支援交流員が自主的な活動を展開する場としています。来館する学校団体や一般来館者に対する体験学習室の使い方の案内や教材の説明、ワークショップの実施などを通じて、展示室にある

実物資料と有機的に結びつける活動を展開しています。

※上記 i・ii の活動の推進においては、博物館職員が活動の支援や助言を行いながら実施しています。

iii. 博物館が企画、運営するワークショップの補助

博物館が各展覧会をテーマとしたワークショップを開催する際の補助や、参加者との交流などを目的とした活動。この活動から新たな事業の創出のヒントをつかむことを期待します。

iv. 学校来館、連携授業における補助

学校からの団体来館の受け入れなど、必要な場合は、神戸の歴史展示室やコレクション展示室においても誘導や巡回、案内などを行います。また、小、中学校における連携授業の補助も行います。活動目的は、児童、生徒への学習支援と交流です。

v. トライやるウィークや博物館実習などの補助と支援

博物館が実施する中学生の体験プログラムであるトライやるウィークや、学芸員養成課程の一つである博物館実習時のサポートを行います。

vi. ミュージアム講座の受付や準備

当館の学芸員を講師として、考古、歴史、美術などの各分野から日々の研究の一端を紹介する講座です。活動では、受講者の受付や案内、誘導、資料配付などがあります。

vii. 展覧会アンケート集計作業の補助

viii. 展覧会開催に伴うポスターなど、広報印刷物の関係機関への発送作業補助

※ iii～viiiの活動については、博物館職員と協働で行います。

(5) 募集について

①登録期間 1年毎募集（更新は4回まで可能）

※登録更新は1年毎に行います。更新の際には、博物館が必要と認める研修を受講することが要件となります。

②募集人数 10名程度

③登録条件 週1～3回程度（月4～8回程度）の活動

※研修は1回でも欠席があれば正式登録できません。

(6) 活動時間

原則午前10時～午後5時の間で、都合の良い時間の活動となります。

(7) 報酬など

報酬、交通費は支給いたしません。

ボランティア保険については、博物館で加入いたします。

当館の展示は随時観覧可能で、活動に活かしていただけます。

(8) 令和元年度募集スケジュール（予定）

令和元年 11 月 1 日（金）～12 月 9 日（月）：応募期間

令和元年 12 月中旬：書類選考、通知

令和 2 年 2 月～3 月：研修は 6 回程度実施予定／登録更新者を含む

〔例：博物館の概要、服務規律、応対研修など〕

令和 2 年 3 月：研修終了後、新規登録、登録更新手続

令和 2 年 4 月 1 日～：活動開始（翌年 3 月末日まで）